

吹田市福祉審議会会議記録(概要)

1 日 時 令和2年2月19日(水)
午前10時から正午まで

2 場 所 保健センター研修室

3 出席者

(1) 委員 15名

斉藤 弥生	石田 成則	井元 真澄	山口 宰
疋田 陽造	大森 万峰子	金戸 省三	宮本 修
澤田 啓子	菊澤 薫	廣瀬 力松	長井 敬二
古瀬 常實	半崎 公次	中尾 敦子	

(2) 市職員

中野 勝 児童部長	後藤 仁 福祉部長	宮田 信樹 福祉指導監査 担当理事	岸上 弘美 こども発達支援 センター長
秋山 美佐 福祉部次長	前村 誠一 健康医療部次長	森田 明子 高齢福祉室長	西村 直樹 障がい福祉室長
高田 礼子 子育て給付課長	上村 里三 総合福祉会館館長	井口 公美 福祉指導監査室参事	岡本 一郎 福祉指導監査室参事
脇谷 貴文 障がい福祉室参事	竹本 和倫 障がい福祉室参事	乾 裕 保健所設置準備室参事	霜竹 美樹夫 福祉総務課長代理
田畑 三由紀 保健所設置準備室主幹	小林 孝太 福祉総務課主査	千葉 朋子 福祉総務課主任	

4 内 容

(1) 福祉部長挨拶

(2) 新任委員紹介・職員紹介

(3) 案件

ア 吹田市社会福祉審議会の設置について

イ 吹田市民生委員法施行条例の制定について

ウ 総合福祉会館運営審議会設置について

エ 事業者の指定等の基準や介護保険事業者の指定等申請に係る手数料について

オ 障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会の設置について

カ 吹田市助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

キ 吹田市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

ク 吹田市立総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について

ケ ひとり親家庭への支援施策

コ 吹田市保健所の設置について

ク タ 第6期吹田市障がい福祉計画及び第2期吹田市障がい児福祉計画の策定について

チ 手話言語条例について（病院での手話通訳派遣の実施について）
(4) その他

- | | | |
|---|----------|--------|
| 5 | 公開・非公開の別 | 公開 |
| 6 | 傍聴者 | 無し |
| 7 | 議 事 | 別紙のとおり |

議事（会議要旨）

- 1 吹田市社会福祉審議会の設置について
- 2 吹田市民生委員法施行条例の制定について
- 3 総合福祉会館運営審議会設置について
- 4 事業者の指定等の基準や介護保険事業者の指定等申請に係る手数料について
- 5 障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会の設置について

（事務局から資料に沿って説明）

会長

まずは、中核市への移行に伴う福祉部からの説明でした。中核市に変わることによって大阪府の権限が市に降りてくるものがたくさんあります。それに基づいて新たに審議会を設置したり、条例を制定したりと体制を整えてきたとの報告でした。これにつきまして、何か質問等がありますか。

A委員

資料 3 ですが、吹田市民生委員の定数は 522 人となっています。民生委員 1 人当たりの担当世帯数は 332 ですが、これはあくまで平均値です。現状は、担当者ごとに非常に差があるという認識です。今後、中核市になるので、予算的なこともあるのですが、もう少し細かく担当者ごとの世帯数を調査し、定数 522 人のままでいいのか等精査し、調整してほしいです。

事務局

今後、定数は市で定めることになるので、これまでよりきめ細やかな対応ができると考えています。民生委員・児童委員協議会の御意見も踏まえ、市内の状況を独自で調査し、柔軟に対応していきたいと思います。

B委員

資料 2、吹田市社会福祉審議会構成（案）のところですが、消費者団体の代表として、これまで吹田市福祉審議会に参画してきましたが、吹田市社会福祉審議会構成（案）には入っていません。学識経験者の方の割合が倍近くなり、2 号委員が大幅に減っているのは、何故ですか。今後、消費者として声を上げる場はありますか。いろいろな施策を出していく中でも、様々な団体が入っている方がきめ細やかな施策ができると思います。

事務局

吹田市社会福祉審議会の構成として、資料 1 で御説明しているとおおり、既存の福祉分野に関する審議会の整理・統合を基本としています。そもそも何故整理・統合するのかですが、現在、福祉分野だけでも審議会が多く設置されています。児童、高齢者、障がい者、地域福祉の分野等様々であり、それぞれが独立しています。現状はこれらの審議会に横のつながりがなく、この吹田市福祉審議会への提案の際もそれぞれの事務局からの報告という状況が多かったと思います。今回整理するにあたり、そういった様々な福祉分野の審議会に横ぐしを刺すような形で審議会を構成できないかと検討し、吹田市社会福祉審議会の専

門分科会として、それぞれの分野ごとの審議会を位置付け、整理しました。消費者団体協議会におかれましては、今回の構成（案）からは除かれているとのことですが、資料1の1の下線部にあるとおり、これまでの審議の継続性を担保するという観点から、今、吹田市福祉審議会に参画されており、なおかつ既存の審議会等から移行する各専門分科会にも参画されている団体の方に参画いただくものとして考えています。現在、吹田市福祉審議会委員をお願いしている学識経験者の方や団体の方全てを吹田市社会福祉審議会にというのは、規模的にも難しいので整理しました。

B委員

納得はできないが、説明は分かりました。

会長

例えば、消費者活動をされている団体の方が、これからも市に意見を表明するとしたら、こういった可能性がありますか。

事務局

こういった形で市政に参画できるのかというお話ですが、審議会はもちろんですが、その他の懇談会であったり、市長が開いているタウンミーティングであったりと、団体の方や地域の方の話聞く機会も設けています。各々の計画を策定する際には、パブリックコメントを実施しています。今後についても、吹田市社会福祉審議会が、この構成のままずっと続くというわけではありません。それぞれ個別の分野の専門分科会や、吹田市社会福祉審議会以外の審議会もありますので、必要に応じ時々の社会情勢、課題に対応する形になるように様々な団体の方から参画いただきたいと考えています。

会長

今説明がありましたように、昔に比べると、市民の皆様が政策に意見を言う場が増えていきます。例えば、この審議会ができたころは、タウンミーティングも無かったですし、様々な審議会や委員会も無く、政策ごとのパブリックコメントもありませんでした。この審議会に各団体から委員として入るという意味は大きかったと思います。しかし、今は、そういうたくさんの機会が設けられているということがまず1つと、専門分科会では市民委員も公募されているのでぜひ応募いただきたいというところです。また、今、事務局から説明があったようにスタートはこの形ですが、必要に応じて、メンバー構成を考えていくということだったと思います。

C委員

中核市になるということは、大きな組織が市民側に近づいてくると理解しています。今の消費者団体の問題ですが、専門分科会にも入っていないのはどうしてかなと私も思います。消費者団体は市民の側に沿っています。学識経験者の方は、研究や専門的な御意見をいただく方と理解しています。その中で、市民委員は一般公募の2名です。やっぱり、40万市民の中での2名ではなく、消費者団体の方にもと思います。特に高齢者の問題は、オレオレ詐欺や施設のこと等様々です。相談先として市役所だけでなく消費者団体も受けてくれるよと言うことがあります。市民の窓口、代表として、入れてもらった方がいいと思います。市民は個人で活動している人が多いですので、そういう組織はとても大事だと

思います。

事務局

吹田市福祉審議会の長い歴史があり、その間ずっと御参画いただいている団体の方も多くおられるということは認識しています。今回、社会福祉審議会を社会福祉法に基づいて中核市に必ず設置しなければならないとなっている中で、全く新たな審議会をつくるのではなく、既存の審議会・委員会の機能を生かすべく、これまでの吹田市が行ってきた市制の調査・審議や個別計画を進めていくにあたり、まずは円滑に進めていけるように、現状の体制を維持しながら新たな審議会を設置していきたいと考えています。委員のおっしゃるように、それぞれの立場・役割があるという認識はしています。必要に応じて御参画いただければと考えています。

会長

各委員から貴重な意見をいただきました。私も、引続き吹田市社会福祉審議会で委員を務める上で肝に銘じたいと思いますのでよろしく願いいたします。学識経験者が増えたとの御指摘ですが、各専門分科会の委員長という立場で入っていただくので、各専門分科会で市民の皆様からいただいた意見を反映できるように審議会運営を通じてお願いして参りたいと思います。

D委員

資料2の6ページですが、障がい者施策推進専門分科会の15～22まで公募委員という記載がありますが、どういう団体で構成されているのか分かりません。団体名も記載してほしいです。公募委員はもう決定しているのでしょうか。

事務局

15～20は、視覚障がいや聴覚障がい等各障がいのある当事者の方や御家族の方を各障がいごとに公募した6名です。後の2名は、健常者の市民として一般公募した方です。

D委員

団体名を載せてほしいです。

事務局

団体からの推薦ではなく、障がい当事者の方として公募しています。市民の方に対して障がい名を明記するのは差し控えました。当事者やその御家族の方も、一般公募の方も表記は同じにさせていただいています。

会長

配慮されているとのことですが、確かに表記は分かりづらいかもしれません。市民（当事者含む）等の表記をしてもよいかもしれません。

後でまた戻って御意見をいただいても結構ですので、次の案件に参りたいと思います。

- 6 吹田市助産施設、母子生活支援施設及び保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**
- 7 吹田市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について**
- 8 吹田市立総合福祉会館条例の一部を改正する条例の制定について**

9 ひとり親家庭への支援施策

10 吹田市保健所の設置について

(事務局から資料に沿って説明)

会長

吹田市の中核市移行に伴い、子育て支援に関する規定整備や吹田市が今後運営することになる保健所業務について、児童部と健康医療部からの説明でした。委員の皆様から御質問や御意見はありますか。

A委員

感染症対策についてですが、新型肺炎について大阪府が集会の延期や中止要請をするようになったとの新聞報道がありました。大阪府がこのように出してきたものを中核市になることで、今後は吹田市が独自に出していくのですか。

事務局

健康危機管理に関する各種情報、市としての対応や方針は、当然権限が市に降りてくるので市で判断して、市民の方に関係機関を通じ周知していくこととなります。もちろん、市が単独で好きなように行動するわけではなく、広域的な対応が求められますので、意思決定の際には、大阪府、近隣中核市と調整しながらになります。しっかりと関係機関と連携を図りながら、必要な情報を集約し、市民の皆さんに分かりやすく伝えていきたいと考えています。

C委員

ひとり親家庭の支援施策や先ほどの審議会の構成員に関連して、中核市になるうえで考えてほしいことが、男女共同参画センターのことです。市の直営で、全国でも、ものすごく初期にできた女性のための支援場所です。シェルターをはじめ、いろいろなことにつながる活動や相談を受けているはずですが、保健所や福祉関係との連携がどうなっているのか気になっていました。福祉の審議会を吹田市でやっていく中で、男女共同参画センターが直営であるならば、委員との連携が大事です。事件が起こってしまう前に連携が取れる組織がないといけません。役所の人には申し訳ないですが、縦割りなのではとも懸念しており、特に若い女性は、福祉に相談に行くよりは男女共同参画センターの方が相談しやすい方もいると思います。そこを福祉にどう取り込んでいくのかがすごく大きな課題になると思います。

事務局

御質問のとおり、DVは増えてきています。男女共同参画センターとも連携していますし、すいたストップDVステーションの職員とは日々密に連携しています。DVは児童虐待も含むことが多いので、家庭児童相談課、指導室等とも連携しています。こういった御質問が出るということは、まだまだ足りていない部分もあるかとは思いますが、中核市になることで、市民の方に身近な基礎自治体で業務を行っていけることがメリットと考えているので、御意見をしっかりと受け止め今後の業務もしっかりと取組んでいきたいと考えています。

会長

ひとり親家庭への支援施策は、私もこうなるのかと印象に残ったところの 1 つです。市と府が一緒の事業を包括的に行うことで、より男女共同参画センターやそういった事業との連携がとりやすくなるとの説明でした。

E 委員

この場ではそぐわない話かもしれませんが、保健所の設置についての話の中での要望です。今度の保健所組織の中に歯科医師が含まれていないのは残念です。歯科医師は、市民の口腔保健を 1 番に担っています。また、医療機関としても、市内に 200 くらいの歯科の医療機関があります。保健医療室の総務グループですが、医療相談窓口で市民から歯科関係の相談があっても専門的な助言は難しいと思います。歯科医師が入っていると的確に質問にも回答できると思います。また、医療政策グループの健康危機管理におきましても、災害時には口腔衛生状態は大事ですので、そういうところの助言もできます。在宅医療であっても、訪問歯科診療をしっかりとやっているのです、そのあたりも踏まえ、歯科医師の組織への参画を検討していただきたいです。

事務局

現在も、歯科医師会の皆様には市の保健センターが中心となっている様々な保健衛生の業務の中で御支援・御協力いただいているところです。本市としてもしっかりと連携をとって市の業務を進めていきたいと考えています。保健所を設置し、市の取組を進めていく中で、可能であれば歯科医師の方に組織の中に入っていただいておりますようお願いしていかないといけないことも先々でてくると思います。その際には、御相談させていただきたいです。今、医療相談窓口や健康危機管理のような、御対応いただける分野も教えていただけたので、検討していくべきだと思います。引き続き協力をいただきたいです。

F 委員

中核市になることで、良い意味で手続きが簡素化されることがあると喜んでいますが。資料 7 と 8 ですが、特に資料 8、これはそのまま移行するのですか。変更はないのですか。

事務局

貸付については、大阪府と同内容です。中核市になることで、より市民にメリットがある形を考えています。例えば、必要な時に貸付、振込させてもらえる形を考えています。償還についても、大阪府では 5 つの金融機関だけでしたが、吹田市の場合、金融機関を 11 に増やす予定です。また、銀行にわざわざ行かなくても済むようにコンビニ収納してもらえるような償還方法を考えておりますので、これについても 2 月議会で御審議いただく予定になっています。貸付については大阪府が実施されているよりも、より良い形で市民に寄り添った利用していただきやすい制度設計になると思っております。

F 委員

ありがとうございます。これからも柔軟に対応いただきますようよろしくお願いいたします。

会長

心強い回答でした。いろいろなことが迅速に対応していただけるようになるんだなと思

いました。

G委員

保健所業務の指定難病の医療費助成について、今、認定は大阪府がしていたと思いますが、非常に時間がかかっています。中核市移行後は、吹田市で認定をするのですか。

また、生活困窮であった場合、相談先として生活福祉室とも連携しているのですが、お金に関しての相談ができる場所は吹田市社会福祉審議会のメンバーに入らないのですか。

事務局

指定難病の医療費助成は、進達業務のみが権限移譲されるので、現在大阪府がやっているものと事務処理上は大きく変わりません。必要書類等簡素化が図れるように検討しています。高齢者の方が多いと聞いていますので、申請受付期間や分かりやすい案内通知の工夫、申請窓口の利便性を図れるように現在検討を進めています。

事務局

生活困窮の部分についての横のつながりとして、審議会に参画しないのかとの御質問ですが、生活困窮者自立支援センターを市役所内に設置し、市が事業委託しており、生活福祉室の職員も配置しています。委託先は吹田市社会福祉協議会も含まれており、職員としては吹田市社会福祉協議会のCSWも入っていただいています。その点で言うと、審議会に吹田市社会福祉協議会の方に入っていただくので、つながりがあると考えています。また、本日は欠席していますが、事務局としても生活福祉室長は入っていますので、今後も連携していくことは可能と考えています。

H委員

保健所が設置され、薬剤師が配置されるとのことで、私たちも連携をしっかりとしていかなければと思っています。資料 11 の各組織の主な業務内容等①の健康まちづくり室に薬剤師がないのがふに落ちません。今、街の薬局は、健康サポート薬局も増えていて、健康すいた 21、食育推進やセルフメディケーション等に沿って、市民の方の健康寿命を延ばすという働きかけを街の薬局でしています。この部署に薬剤師をぜひ入れて欲しいです。④の地域保健課の結核患者への服薬支援ですが、服薬確認を薬剤師もしています。在宅難病患者の方へ在宅医療として薬剤師も服薬支援に伺っています。こころの健康相談についても、学校薬剤師もありますので、各薬剤師会の会員が、幼稚園、小学校、中学校で、薬物乱用や飲酒・喫煙防止等について授業しています。今ここでの 1 番の問題が、オーバードーズといって、市販薬の飲み過ぎですが、子供にも起こってきています。まずは、ここに薬剤師が配置してもらえるとやりやすいです。検討してほしいです。

事務局

薬剤師については、これまでは市で配置が無かった職種であり、今回市で採用して、今、府で研修しています。薬剤師の配置については、府の保健所に配置されていたところを中心に担うことを基本と考えていますので、薬事グループになります。茨木保健所から業務が移ってきますので、薬剤師に担ってもらうことになります。③衛生管理の部分も薬剤師が知識を生かして業務に従事すると今のところ考えています。ただ、例えば、健康づくりは、健康まちづくりグループが中心となって行いますが、ここが音頭をとって、市全体に

広げていくところですので、全庁的に健康すいた 21 を進めるにあたり、当然保健所の薬剤師も、その業務に関わって検討していかなければならないと思っています。それ以外の部分でもそれぞれの室課に配置するというわけではなく、薬事グループに配置した薬剤師が必要に応じて関係業務に関わっていく形で対応していきたいと現時点では考えているところです。薬剤師のさらなる配置ということですが、人材の確保や、全体的な職員定数の関係からも難しいところです。今後、市独自の施策を進めていく中で必要であれば配置していくことになろうかと思えます。一旦は、本日お示しした組織でスタートしたいと考えています。

会長

薬剤師の方が初めて 1 人配置されるということで、まずは府の業務を引継ぐところから始まるようですが、委員の話では、まだまだ他にできる可能性があるとのことですので、可能性を追求していただきたいです。

C委員

高齢者の 1 人として発言すると、薬局はとても身近なものであり、高齢者も障がい者も 1 番行きやすい場所です。地域包括支援センターまで行けばいい、市役所まで行けばいいと言っても大変な方もいます。相談先として薬局に行く方は多いです。薬剤師が参画されるのは大事であると思えます。各組織の主な業務内容の③④⑤はとても関連性が強い業務をしているので、そのあたりを考えていただき組織を検討してもらいたいです。

11 第 6 期吹田市障がい福祉計画及び第 2 期吹田市障がい児福祉計画の策定について

(事務局から資料に沿って説明)

会長

障がいの計画の策定の方向性について説明いただきました。委員の皆様から御質問や御意見はありますか。

A委員

資料 12 ですが、アンケート項目に災害時についても入れるとのことですが、第 4 期吹田市障がい者計画の支援テーマ「I 暮らす・つながる」、第 6 期障がい福祉計画等の重点取組項目②の「緊急対応システム構築」のところに災害時の対応がでてくるのですか。それとも緊急に倒れた時等に通報するものですか。災害時のことも含んでいるのですか。

事務局

災害時に関することについては「V住む (10) 安心・安全」が関わってきます。「I 暮らす・つながる」は、緊急対応の相談や、ケアの必要な方を日常的に支援されている方が急病等になって支援ができなくなった際に、緊急的に受け入れていくショートステイ等の支援の仕組のことです。災害に対しては、昨年が多かったのも、障がい者の方々からも、より困ったという御意見もいただいていますので、どう支援していくかしっかり考えていきたいです。

会長

今日の議論は、主に中核市移行にあたっての様々な改編・改正の報告に御意見をいただくというものでした。この後もお気づきの点があれば、福祉部に伝えてほしいと思います。

12 手話言語条例について（病院での手話通訳派遣の実施について）

（委員より説明）

会長

病院での手話通訳派遣の現状についてと吹田市民病院でもぜひ手話通訳派遣を実施してほしいという御説明でした。

事務局

吹田市民病院は独立行政法人で、吹田市とは別法人という扱いになります。吹田市民病院には、これまでもバスを走らせてほしい等、様々な要望があり、基本的には吹田市民病院で対応することになります。今日の資料や意見を伝えさせていただきたいです。手話通訳者がいれば医師の話も理解しやすいと思いますので、どういう雇用形態かは検討する必要がありますかとは思いますが、御意見いただいたことは伝えさせていただきます。

D委員

急性期・総合医療センターは、手話通訳者が3人います。時間は8時30分から16時までか9時から17時までで、昼間は必ず手話通訳者がいます。他院も1人は必ずいます。時間は大体同様です。いつ聴覚障がい者が行っても対応してもらえます。障害者差別解消法がありますし、障害者基本法がありますが、タイトルにも条文にも手話という文言が入っていません。ですので、吹田市にも、手話言語条例が必要であると思います。ぜひ検討いただきたいです。

会長

貴重な御意見だと思います。吹田市社会福祉審議会の中でも御提案をしていければと思っています。引続きよろしく願いいたします。

委員の全員の方から御意見を伺うことができなかつたのが残念ですが、御意見があれば福祉部にお寄せいただきたいです。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

特に連絡事項はありません。

会長

以上で本日の審議会を閉会します。

今日いただいた貴重な御意見は、次の吹田市社会福祉審議会でも引継いでいきたいですのでよろしく願いいたします。ありがとうございました。